

社会福祉法人同仁会給与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人同仁会就業規則（以下「就業規則」という。）第38条の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定める。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、次のとおりとする。

(1) 本俸

(2) 職員手当

ア 管理職手当

イ 役職手当

ウ 業務手当

エ 直接処遇手当

オ 地域手当

カ 扶養手当

キ 住宅手当

ク 通勤手当

ケ 超過勤務手当

コ 夜間勤務手当

サ 宿直勤務手当

シ 日勤手当

(ア) 日曜日勤務手当

(イ) 祝日勤務手当

(ウ) 年末年始勤務手当

(エ) 早番勤務手当

(オ) 遅番勤務手当

(カ) マイクロバス運転手当

ス 期末手当

セ 勤勉手当

ソ 単身赴任手当

タ 処遇改善手当

チ 資格取得手当

ツ 調整手当

テ 一時金

(本俸表)

第3条 本俸表は、福祉職等俸給表（別表1）、医療職俸給表(一)（別表2）及び医療職俸給表(二)（別表3）のとおりとし、適用する職員は、下表のとおりとする。

俸給表の種類	適用する職員
福祉職等俸給表	医師、看護師以外の職員
医療職俸給表(一)	医師
医療職俸給表(二)	看護師

(本俸表適用範囲)

第4条 本俸表は、所定労働時間が週当たり平均して40時間の職員に適用する。

2 理事長が必要と認める場合は、所定労働時間が週当たり平均して35時間以上の職員を含めることができる。

3 前項の規定の適用を受ける職員の本俸月額その他の手当の支給額は、理事長が別に定める基準に基づき、職員毎に決定する。

(初任給決定の基準)

第5条 再雇用職員を除く本俸表を適用する職員（以下「常勤職員」という。）の本俸は、職員の資格及び経験等を勘案して、理事長が別に定める基準に基づき、辞令により通知する。

2 本俸表を適用しない職員（以下「時間給職員」という。）の賃金及び諸手当の額は、職員の資格、経験及び勤務内容等を勘案して、理事長が別に定める基準に基づき決定し、労働条件通知書及び雇用通知書により通知する。

(昇給の基準)

第5条の2 昇給は、定期昇給、昇格に伴う昇給、渡りに伴う昇給及び特別昇給とする。

2 昇給は、4月1日（以下「昇給日」という。）に実施する。ただし、別に定めがある場合又は理事長が必要と認めた場合は、昇給日以外の日に実施することができる。

3 定期昇給は、常勤職員が現に受けている本俸の号給を受けるに至ったときから、その号給について12か月の期間を良好な成績で勤務したときは、2号給上位の号給に昇給させる。

ただし、12か月の間に降格、出勤停止又は減給の懲戒を受けた者並びに昇給日に休職、療養休暇、不妊治療休業、育児休業、介護休業及び産前産後休暇（以下「休職等」という。）中の者は昇給しない。

4 第2項の規定にかかわらず、休職等から復職した常勤職員の定期昇給は、休職等に入る前に受けていた号給の開始日から復職した日の前日までの期間から休職等の期間を差し引いた期間が6月を超える場合は、復職した日に2号給上位の号給に昇給させる。この場合、次期昇給日は、復職した日から6月以上経過した日の直近の昇給日とする。

5 休職等に入る前に受けていた号給の開始日から復職した日の前日までの期間から休職等の期間を差し引いた期間が6月以下の場合は、昇給しない。この場合、休職等に入る前に受けていた号給の開始日から休職等の期間を差し引いた期間が6月を超えるの日の直近の昇給日に2号給上位の号給に昇給させる。

6 第3項の規定にかかわらず、人事考課の結果を反映させるため、理事長は別に定める基準に基づき、2号給の昇給以外に、定期昇給停止、1号給の昇給、3号給の昇給又は4号給の昇給とすることができる。ただし、前段規定を適用をした場合において、適用した日から5年間については、理事長が別に定める基準において昇給のランクを同じくする人事考課の結果の場合は、前段の規定を適用しない。

7 満60歳を超える常勤職員は、前3項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日以後は定期昇給しない。

8 昇格に伴う昇給とは、上位の職層に変更するとともに、直近上位の等級において同額又は直近上位の号給に決定することをいう。この場合、理事長が必要と認めたときは特別昇給を合わせて行うことができる。

9 渡りに伴う昇給とは、職層を変更することなく、直近上位の等級において同額又は直近上位の号給に決定することをいい、次の各号に掲げる一に該当するときは理事長が別に定める基準に基づき実施することができる。この場合、第6項及び第11項の規定は適用しない。

(1) 別に定める資格を取得したとき

- (2) 命令により資格取得した場合で理事長が認めるとき
 - (3) 人事考課の結果が特に良好であるとき
 - (4) 他の職員との均衡上必要と認めるとき
 - (5) その他理事長が必要と認めたとき
- 10 渡りに伴う昇給は、1 回限りとする。
- 11 特別昇給は、既に前項の規定に基づく渡りに伴う昇給の適用を受けた者が、前項各号（第 3 号を除く。）に該当する場合及び次の各号に掲げる一に該当するときは理事長が別に定める基準に基づき実施することができる。
- (1) 就業規則第10条及び第11条に規定する定年退職又は勧奨退職するとき
 - (2) 就業規則第11条に規定する退職する場合で、第 7 項の規定に基づき定期昇給がなかった期間があるとき
 - (3) 調理員が調理師資格を取得したとき
 - (4) 命令により異動したとき
 - (5) その他理事長が必要と認めたとき
- 12 昇格に伴う昇給又は渡りに伴う昇給を定期昇給と合わせて実施する場合は、定期昇給させる前の本俸により直近上位の等級の号給を決定し、その号給から定期昇給させるものとする。
- 13 就業規則第 3 条の 2 の規定に基づき、無期労働契約雇用に変換した契約職員については、前項までの規定を適用せず、前条の規定に準じて毎年度の 4 月 1 日に給与額を決定し、雇用通知書により通知する。
- 14 昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- (降給の基準)
- 第 5 条の 3 降格に伴い降給する場合は、現に受けている本俸の等級から直近下位の等級において同額又は直近下位の号給に決定する。
- 2 降格に伴う降給と定期昇給を合わせて行う場合は、前項の規定により決定した等級の号給から昇給させるものとする。
- (給与の支払)
- 第 6 条 本俸月額、管理職手当、役職手当、業務手当、直接処遇手当、地域手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当、単身赴任手当、処遇改善手当、資格取得手当及び調整手当は、月の 1 日から末日までを計算期間とし、その他の手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、前月の 26 日から当該月の 25 日までを計算期間として、翌月の 5 日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、前日又は後日の日に支給する。
- 2 月の途中の退職、採用又は休職等（不妊治療短時間勤務、育児短時間勤務、介護短時間勤務又は遅刻等を含む。）により勤務しない日または時間（公休日を除く。）がある月の給与は、本俸月額、管理職手当、役職手当、業務手当、直接処遇手当、地域手当、単身赴任手当、処遇改善手当、資格取得手当及び調整手当については、それぞれの月額を当該月の公休日を除いた日数に一日当たりの勤務時間に乗じた時間（月在職時間という。）で除した金額に、月在職時間から勤務しない時間を減じて得た時間で乗じた額と合わせて、実績に応じて支給する手当の額の合計額を支給する。この場合、円未満の端数はそれぞれに切り上げる。
- 3 職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の末までの給与を支給する。
- (管理職手当)
- 第 7 条 就業規則第 3 条第 3 項に掲げる参事、副参事及び参事補に、次に掲げる管理職手当を

支給する。

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 参事(理事長を兼務する者) | 月額100,000円 |
| (2) 参事(常務理事を兼務する者) | 月額 90,000円 |
| (3) 参事 | 月額 80,000円 |
| (4) 副参事 | 月額 60,000円 |
| (5) 参事補 | 月額 50,000円 |

- 2 組織及び管理規則第3条第1項に規定する施設を兼務している参事及び副参事に、月額5,000円を加算して支給する。

(役職手当)

第8条 社会福祉法人同仁会組織及び管理規則（以下「組織及び管理規則」という。）に規定する次表の左欄に掲げる特定職を命じられた職員に右欄に掲げる役職手当を支給する。ただし、管理職員には支給しない。

特定職		役職手当月額
主 任		30,000円
グループ長		20,000円
副グループ長		10,000円
家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員 自立支援担当職員 フォスタリング専門員	社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者	25,000円
	それ以外の者	20,000円
	主任、グループ長又は副グループ長が兼務する場合	10,000円
リスクマネージャー		10,000円
基幹的職員		5,000円
児童発達支援管理責任者		20,000円

- 2 前項に掲げる特定職を同一職員が複数兼ねる場合の役職手当月額の額は、それぞれの役職手当月額の合計額とする。ただし、合計額の上限は、45,000円とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項に掲げる主任がグループ長を兼ねる場合は、グループ長に係る役職手当は支給しない。

(業務手当)

第9条 業務手当は、職員のうち組織及び管理規則第5条に規定する直接処遇職員（以下「直接処遇職員」という。）、栄養士及び調理師資格を持ち調理業務に従事する調理員等に支給する。ただし、月額20,000円を上限とする。この場合、業務手当の金額に円未満の端数がある場合は切り上げる。

- 2 業務手当は、管理職員及び時間給職員には支給しない。

- 3 業務手当の月額、次の各号に掲げる計算式による金額とする。

- (1) 入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）、児童家庭支援センター及び発達障害者支援センターに勤務する職員

$$2,000円 + (\text{毎年4月1日現在における勤続年数}) \times 500円$$

- (2) 前号以外の施設に勤務又は事業に従事する職員

$$500円 + (\text{毎年4月1日現在における勤続年数}) \times 500円$$

- 4 年度の途中採用、休職等又は育児短時間勤務等により勤務をしない日又は時間がある場合は、勤務をしなかった日又は時間を前項の毎年4月1日現在における勤続年数から除算する。

- 5 前項の規定により第3項の毎年4月1日現在における勤続年数に端数がある場合は、その端数が6月を超えるときは1年とする。
- 6 第3項第1号に規定する施設と第2号に規定する施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。
- 7 前項において、年次有給休暇がを取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

(直接処遇手当)

第9条の2 直接処遇手当は、入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）、児童家庭支援センター及び発達障害者支援センターの常勤職員のうち直接処遇職員（施設長は除く。）に月額5,000円を支給する。

(地域手当)

第10条 地域手当は、次の表の左欄に掲げる施設に勤務する職員に右欄に掲げる率を本俸に掛けた金額を支給する。

勤務施設	地域手当率
水戸市内の施設	4%
つくば市内の施設	6%

- 2 地域手当が支給されない施設と地域手当が支給される施設又は地域手当率の異なる施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて前項の規定に基づき計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。
- 3 前項において、年次有給休暇を取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、時間給職員を除く。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもので、社会福祉法人同仁会定款施行細則別表1に規定する専決権者（以下「専決者」という。）の認定を受けた者をいう。ただし、5人を限度とする。
- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 父母及び祖父母並びに同居の義父母及び同居の義祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 次に掲げる者は、扶養手当支給対象の扶養親族に含まれないものとする。
- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - (2) 年額130万円以上の恒常的な収入があると見込まれる者

4 扶養手当の月額、次のとおりとする。

区 分	扶養手当月額	備 考
配偶者	10,000円	扶養親族の子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間は1人につき、3,000円を加算する。
子1人目	11,000円	
子2人目	7,000円	
子3人目から	5,000円	
父母1人（配偶者がいる場合）	6,500円	
父母1人（配偶者がいない場合）	11,000円	
その他 兄弟姉妹等1人	6,500円	

5 扶養手当の支給を受けようとする者は、別に定める扶養手当申請書に扶養親族を証明する書類を添付して専決者に届け出て、承認を受けなければならない。

6 扶養手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに扶養の要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、扶養の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。

（住宅手当）

第12条 住宅手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。ただし、時間給職員を除く。

- (1) 家族（配偶者に事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とともに居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている世帯主である職員
- (2) 勤務施設から通勤距離が15Km以内の区域に自らが居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている世帯主である単身職員。ただし、勤務地から15Km以内に自宅（親元等）のある者を除く。
- (3) 家族以外の者と同居し、家賃の全部又は一部を支払う前2号の規定に準ずる職員
- (4) 前2号以外で、理事長がやむを得ない特別の事由があると認める職員

2 住宅手当の月額、次のとおりとする。

区 分	住宅手当月額
借家等	21,000円以下の家賃
	21,000円を超える家賃
	支払っている家賃の額 次の計算式により算定した額。ただし、34,000円を上限とする。 $21,000円 + (家賃 - 21,000円) \times 1/2$

3 前項の家賃には、共益費、駐車場料金等を含まないものとする。

4 住宅手当の支給を受けようとする者は、別に定める住宅手当申請書に賃貸借契約書及び住民票記載事項証明書を添えて専決者に届け出て、承認を受けなければならない。

5 住宅手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。

- 6 前項の規定にかかわらず、4月1日採用予定者が、採用予定日の前月に事前研修のため転居後に10日以上出勤したときは、第1項第2号の規定による住宅手当を支給する。この場合、第4項の規定を準用する。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、自宅と勤務先の間を徒歩で通勤したと仮定した場合において2km以上の距離があり、かつ2km以上の区間で交通機関、自転車、バイク又は自家用自動車を利用して通勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、平均して週5日未満の勤務する者の通勤手当の額は、勤務の態様及び通勤用具等に応じ、職員毎に理事長が定め、雇用通知書により通知する。

区 分	通勤手当月額
交通機関利用	定期利用の1か月料金の額
自転車、バイク(100cc未満)利用	片道1kmにつき 300円
バイク(100cc以上)、自家用自動車利用	片道1kmにつき 600円
高速自動車道路等の利用料金	通勤21回分の利用料金の1/2の額

- 2 前項の通勤距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。
- 3 通勤手当に係る通勤距離は片道の距離とし、1km未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 通勤手当の支給を受けようとする者は、別に定める通勤手当申請書に交通機関利用者は1か月の定期券の写し(1か月の勤務日数が少なく、定期券を利用しない方が低額な場合は、添付の必要は無い。)を、バイク又は自家用自動車利用者は対人賠償責任保険証書(対人賠償額が無制限のものに限る。)を添えて専決者に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 高速自動車国道等の有料の道路を利用できる者は、片道の通勤距離が40km以上あり、かつ、当該道路を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離と比して、10kmを超えて通勤距離が長くない者とする。
- 6 通勤手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに要件が生じた日の属する月の翌月(それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月)から開始し、要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日の場合は、その日の属する前月)をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、その日の属する月)から行うものとする。
- 7 通勤手当の額が異なる施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて第1項から前項までの規定に基づき計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。
- 8 前項において、交通機関を利用する場合は、通常の往復乗車料金に割り振られた勤務日数を乗じた金額とする。
- 9 第6項において、年次有給休暇を取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

(超勤手当)

第14条 超勤手当は、所定労働時間を超えて勤務命令を受け勤務した職員に対し、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。ただし、円未満の端数は切り上げるものとする。

- (1) 1か月の超過勤務の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月26日から翌月25日までとする。

ア 超過勤務 4 5 時間以下 2 5 %

イ 超過勤務 4 5 時間超～ 6 0 時間以下 3 5 %

ウ 超過勤務 6 0 時間超 5 0 %

エ ウの超過勤務のうち代替休暇を取得した時間 . . . 3 5 %

(残り 1 5 %の割増賃金は代替休暇に充当する。)

(2) 1 年間の超過勤務の時間数が 3 6 0 時間を超えた部分については、4 0 %とする。

この場合の 1 年は毎年 4 月 1 日を起算日とする。

(3) 超過勤務に対する割増賃金の計算において、第 1 号及び前号のいずれにも該当する超過勤務の時間数については、いずれか高い率で計算することとする。

2 超勤手当は、次の算式により計算して支給する。

(1) 超過勤務が 1 か月 45 時間以下の部分

本俸＋諸手当（扶養手当、住宅手当、通勤手当、一時金、期末勤勉手当を除く。
以下この項において同じ。）

1 7 0

× 1 . 2 5 × 時間数

(2) 超過勤務が 1 か月 45 時間超 60 時間以下の部分

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 1.35 \times \text{時間数}$$

(3) 超過勤務が 1 か月 60 時間を超える部分

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 1.50 \times \text{時間数}$$

(4) 超過勤務が 1 年 360 時間を超える部分

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 1.40 \times \text{時間数}$$

(5) 深夜の超過勤務の割増賃金(22:00から翌日 5:00までの間。この項において同じ。)

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 0.25 \times \text{時間数}$$

(6) 公休日の勤務（代休日を与えない場合）

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 1.35 \times \text{時間数}$$

(7) 公休日の勤務（代休日を与えた場合）

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 0.35 \times \text{時間数}$$

(8) 公休日かつ深夜の勤務（代休日を与えない場合）

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 1.60 \times \text{時間数}$$

(9) 公休日かつ深夜の勤務（代休日を与えた場合）

$$\frac{\text{本俸} + \text{諸手当}}{170} \times 0.60 \times \text{時間数}$$

3 超勤手当は、前項第 5 号に規定する深夜の超過勤務の割増賃金を除き管理職員には支給しない。

(代替休暇)

第14条の2 1か月の超過勤務が60時間を超えた職員に対して、労使協定に基づき、次により代替休暇を与えるものとする。

- (1) 代替休暇を取得できる期間は、直前の賃金締め切り日の翌日から起算して、翌々月の賃金締切日までの2か月間とする。
 - (2) 代替休暇は、半日又は1日で与える。この場合の半日とは、午前 8:30～12:30又は午後 13:30～17:30のことをいう。
 - (3) 代替休暇の時間数は、1か月60時間を超える超過勤務時間数に換算率を乗じた時間数とする。この場合において、換算率とは、代替休暇を取得しなかった場合に支払う割増賃金率50%から代替休暇を取得した場合に払う割増賃金35%を差し引いた15%とする。また、職員が代替休暇を取得した場合は、取得した時間数を換算率15%で除した時間数について、15%の割増賃金の支払を要しないこととする。
 - (4) 代替休暇の時間数が半日又は1日に満たない端数がある場合には、その満たない部分についても有給の休暇とし、半日又は1日の休暇として与えることができる。ただし、前項の割増賃金の支払を要しないこととなる時間の計算においては、代替休暇の時間数を上回って休暇とした部分は算定せず、代替休暇の時間数のみで計算することとする。
- 2 代替休暇を取得する者は、1か月60時間を超える超過勤務を行った月の賃金締切日の翌日から5日以内に、専決者に申し出ることとする。代替休暇取得日は、職員の意向を踏まえ決定することとする。
- 3 専決者は、前項の申出があった場合には、支払うべき割増賃金額のうち代替休暇に代替される割増賃金額を除いた部分を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、当該月の末日の翌日から2か月以内に取得がなされなかった場合には、取得がなされないことが確定した月に係る賃金支払日に残りの15%の割増賃金を支払うこととする。
- 4 専決者は、第2項に定める期間内に申出がなかった場合は、当該月に行われた超過勤務に係る割増賃金の総額を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、第2項に定める期間内に申出を行わなかった職員から、第1項第1号に定める代替休暇を取得の申出があった場合には、専決者の承認により、代替休暇を与えることができる。この場合、代替休暇の取得があった月に係る賃金支払日に過払分の賃金を精算するものとする。

(夜勤手当)

第15条 夜勤手当は、午後10時から午前5時まで勤務（休憩時間を含む。）した職員に対し、第14条第2項第5号の規定により算出した金額が、6,000円に満たない場合は、6,000円を支給する。

(宿直手当)

第16条 宿直手当は、宿直勤務をした職員に対し、下表により支給する。

宿直区分	宿直手当額
業務宿直	1宿直につき 7,600円
管理宿直	1宿直につき 6,000円

(日勤手当)

第17条 日勤手当は、日曜日、祝日等に出勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、早朝勤務手当及び夜間勤務手当は、超勤手当の対象となる勤務並びに宿直勤務及び夜勤勤務を行う者には支給しない。

区 分	勤務内容	手当額(1 勤務当たり)
日曜日勤務手当	日曜日に勤務	800円
祝日勤務手当	祝日に勤務	800円
年末年始勤務手当	12月30日から翌年1月3日までに出勤	800円
早番勤務手当	午前6時から午前8時までの間勤務	300円
遅番勤務手当	午後6時から午後10時までの間勤務	300円
マイクロバス 運転手当	利用者を乗せる目的で1日に20km以上50km未満の運転	800円
	利用者を乗せる目的で1日に50km以上100km未満の運転	1,600円
	利用者を乗せる目的で1日に100km以上の運転	2,400円

- 2 早朝勤務と夜間勤務を同一の日において行った場合は、800円を加算する。
- 3 日曜日勤務手当、祝日勤務手当及び年末年始勤務手当は、重複して支給しない。
- 4 日勤手当は、管理職員には支給しない。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職している職員に対して支給する。ただし、時間給職員には支給しない。

- 2 期末手当の額は、基準日ごとに次の計算式により支給する。

(本俸月額＋業務手当月額＋扶養手当月額) × 支給率＝支給額

- 3 期末手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研 修 員	6月1日	12月1日～5月31日	0.875	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.875	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.25	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.25	12月10日

- 4 勤務停止、休職、療養休暇、不妊治療休業、育児休業、介護休業、介護休暇、子の看護等休暇、養育両立支援休暇、生理休暇及び産前産後休業の期間は、前項の計算期間において勤務しなかった時間として取り扱う。
- 5 前項の勤務しなかった時間がある場合は、次の計算式により支給する。

基準日	計算式
6月1日	支給額 － $\left[\text{支給額} \times \frac{\text{勤務しなかった時間数}}{(\text{182日}-52\text{日}) \times 8\text{時間}} \right]$
12月1日	支給額 － $\left[\text{支給額} \times \frac{\text{勤務しなかった時間数}}{(\text{183日}-52\text{日}) \times 8\text{時間}} \right]$

- 6 期末手当の額に円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職している職員に対して支給する。ただし、時間給職員には支給しない。

- 2 勤勉手当の額は、基準日ごとに次の計算式により支給する。

(本俸月額＋業務手当月額＋扶養手当月額＋管理職手当月額) × 支給率＝支給額

- 3 勤勉手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	1.05	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	1.05	12月10日

4 勤務停止、休職、療養休暇、不妊治療休業、育児休業、介護休業、介護休暇、子の看護等休暇、養育両立支援休暇、生理休暇及び産前産後休暇の期間は、前項の計算期間において勤務しなかった時間として取り扱う。

5 前項の勤務しなかった時間がある場合は、次の計算式により支給する。

基準日	計算式
6月1日	支給額 - $\left[\text{支給額} \times \frac{\text{勤務しなかった時間数}}{(\text{182日}-\text{52日}) \times 8 \text{時間}} \right]$
12月1日	支給額 - $\left[\text{支給額} \times \frac{\text{勤務しなかった時間数}}{(\text{183日}-\text{52日}) \times 8 \text{時間}} \right]$

6 計算期間内に降格、出勤停止又は減給の懲戒（就業規則第51条第14号に該当する場合を除く。）を受けた職員には、勤勉手当は支給しない。

7 勤勉手当の額に円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

（単身赴任手当）

第20条 施設等を異にする異動に伴い、異動する直近の住居から異動後の施設等に通勤した場合に60Km以上となる職員で、第12条第1項に規定する住居手当支給対象地域に住居を移転し、次の各号に掲げる事情により同居していた配偶者と別居して生活することを常態とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、異動に伴い配偶者が転居する場合において、配偶者が転居した住宅から異動後の施設等に通勤した場合に60Km未満となるときは単身赴任手当の支給対象としない。

- (1) 配偶者が、配偶者の父母又は同居の親族を介護するとき
- (2) 配偶者が学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育するとき
- (3) 配偶者が引き続き就業するとき
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が認める住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住するとき
- (5) その他理事長が配偶者が職員と同居できないと認めるとき

2 単身赴任手当の月額、次のとおりとする。

区 分		単身赴任手当月額
異動前の住居と異動後の住居の距離	60Km以上100Km未満	30,000円
	100Km以上	38,000円

3 単身赴任手当の支給を受けようとする者は、別に定める単身赴任手当申請書に支給の根拠を証明する書類を添えて専決者に届け出て、承認を受けなければならない。

4 単身赴任手当の支給は、新たに要件が生じた日の属する月の翌日（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その月の属する月）から行うものとする。

（処遇改善手当）

第20条の2 処遇改善手当は、職員の処遇改善を図ることを目的として、次のとおり支給する。ただし、参事、管理宿直員、夜間相談員、学習指導員及びアルバイト職員を除く。

① 同仁東保育園及びゆうゆう館に勤務する職員

区 分	処遇改善手当月額
週40時間勤務職員	9,000円

上記以外の職員	下記算式により支給
---------	-----------

$$\text{月額}9,000\text{円} \times \left[\frac{\text{1週の勤務時間数}}{40\text{時間}} \right]$$

〔 〕内は小数点以下第2位四捨五入

② ①以外の施設に勤務する職員

区 分	処遇改善手当月額
週40時間勤務職員	10,000円
上記以外の職員	下記算式により支給

$$\text{月額}10,000\text{円} \times \left[\frac{\text{1週の勤務時間数}}{40\text{時間}} \right]$$

〔 〕内は小数点以下第2位四捨五入

- 2 前項の①に所属する職員が②に規定する施設を兼務する場合は、①に規定する月額を支給し、②に所属する職員が①に規定する施設を兼務する場合は、②に規定する月額を支給する。
(調整手当)

第20条の3 調整手当は、国の処遇改善施策に対応するため、次のとおり支給する。

- ① 同仁東保育園、ゆうゆう館及びくれよんクラブ高萩に勤務する職員。ただし、同仁東保育園の園長、副園長を除く。

区 分	調整手当月額
週40時間勤務職員	5,000円

② ①以外の施設に勤務する職員

区 分	調整手当月額
週40時間勤務職員	3,000円
週30～39時間勤務職員	2,250円

- 2 前項の①に所属する職員が②に規定する施設を兼務する場合は、①に規定する月額を支給し、②に所属する職員が①に規定する施設を兼務する場合は、②に規定する月額を支給する。
3 本俸月額、業務手当、直接処遇手当、地域手当、処遇改善手当及び前項に規定する調整手当を合計した金額が最低賃金を下回る場合は、最低賃金額との差額を調整手当として支給する。

(資格取得手当)

第20条の4 資格取得手当は、職員の専門性向上を図ることを目的として、国が定めるこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費として適用される保護単価に準じ、こども家庭ソーシャルワーカー資格を取得した職員に次のとおり支給する。ただし、臨海学園、同仁会子どもホーム、同仁会乳児院、内原和敬寮、内原深敬寮、つくば香風寮及びさくらの森乳児院に勤務する職員とする。

区 分	資格取得手当月額
週40時間勤務職員	21,000円
上記以外の職員	下記算式により支給

$$\text{月額}21,000\text{円} \times \left[\frac{\text{1週の勤務時間数}}{40\text{時間}} \right]$$

〔 〕内は小数点以下第2位四捨五入

(一時金)

第21条 理事長が常任役員会に諮って適当と認める場合は、次の各号に掲げる一時金を支給す

ることができる。

- (1) 日給等職員のうち所定労働時間が20時間以上の職員に対して、雇用通知書により通知する金額。支給日は期末手当支給日とする。
- (2) 国等の政策に基づき支給する金額等臨時に支給することが必要となった金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (3) 国等の政策に基づき支給すべき金額に不足が発生した場合に必要な金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (4) 感染症拡大防止対策または大規模災害対策等により、事業継続に要する経費として職員の負担軽減を図るために必要と認める金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (5) 職員間の均衡を図るために必要と認める金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (6) 次の計算により算定する一般退職する職員の退職時における取得していない年次有給休暇の金銭的保障金額。この場合、退職する年度に付与する年次有給休暇の時間数に時間未満の数がある場合は1時間に切り上げし、退職時の本俸月額を時間給にする場合に円未満の数がある場合は1円に切り上げるものとし、その数が負の場合は支給しない。支給日は第6条第1項の規定に準ずるものとする。

$$\left[\frac{\text{退職する年度の勤務日数} + \text{公休日数}}{365 \text{ 日 (うるう年は } 366 \text{ 日)}} \times \text{退職する年度に付与された年次有給休暇時間数} + \right. \\ \left. \text{前年度から繰り越した年次有給時間数} - \text{退職する年度取に得た年次有給時間数} \right] \times \frac{\text{退職時の本俸月額}}{170}$$

(給与の支払方法)

第22条 給与は、法人が指定する金融機関の店舗において職員が指定する2つまでの口座に全額を送金する。ただし、職員が現金支給を希望し理事長が認めた場合は、現金で支給することができる。

2 前項に規定する口座は、職員名義のものでなければならない。

(給与からの控除)

第23条 次に掲げるものは、必要に応じて給与から支払時に控除する。ただし、法定外控除については職員の過半数を代表する者と協定する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料
- (6) 介護保険料
- (7) 給食費、互助会費その他の法定外控除

(給与の非常時払い)

第24条 職員又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために職員から請求があったときは、給与支払日前であっても、既往の労働に対する給与を支払う。

- (1) やむを得ない事由によって1週間以上帰郷する場合
- (2) 結婚又は死亡の場合
- (3) 出産、疾病又は災害の場合

(4) 退職又は解雇により離職した場合

(休業手当)

第25条 職員が業務上の負傷又は疾病により休業した場合は、休業1日につき労働基準法第12条に規定する平均賃金の60%を支給する。

(財政理由による給与の減額)

第26条 給与支給の財源の減少により、この規則に基づく給与の支払いのための財源が法人全体で不足となり又は不足が見込まれ、かつ当該年度を含めた3年間に於いて収支均衡が見込まれないときは、給与を減額する。

2 減額は、次の各号の順に行う。

(1) 3年以上勤務している職員の昇給の減額又は停止

(2) 基準賃金、管理職手当及び役職手当の減額

(委任)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成10年4月1日に在籍していた職員において、平成10年4月1日における給与規則の規定に基づき算定した業務手当額とこの規則に基づき算定した業務手当額とを比較し、この規則に基づき算定した額が下まわる場合は、平成20年3月31日までの間、本俸にその差額(100円未満は切上げ)を加算する。

3 この規則の施行日に満55歳を超える職員は、第5条第7項において満55歳と見なす。

4 日給等職員がこの規則の施行日前に支給されていた扶養手当、住宅手当及び皆勤手当については、平成26年3月31日までの間、同一条件で雇用継続する場合に限り、各手当相当額を支給する。

5 昭和58年4月1日施行の給与規則は、廃止する。

付 則

この規則は、平成17年5月28日から施行する。

付 則

1 第16条第1項のマイクロバス運転手当支給に係る勤務内容は、平成17年4月1日から適用する。

2 第18条第3項の規定は、平成18年度から適用し、平成17年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.7	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.75	12月10日

付 則

この規則は、平成18年11月25日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。

2 第18条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成20年度から適用し、平成19年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.725	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.775	12月10日

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年3月28日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年5月23日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第5条第7項において、この規則の施行日に満60歳を超えている常勤職員は満60歳とみなす。

付 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 第17条第3項に規定する期末手当支給率及び第18条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成23年度から適用し、平成22年度は次表のとおりとする。

(1) 期末手当支給率

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研 修 員	6月1日	12月1日～5月31日	0.65	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.7	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.25	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.35	12月10日

(2) 勤勉手当支給率

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.7	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.65	12月10日

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成23年10月26日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までの間は、第13条に規定する22:00 から翌日6:00までの超勤手当の支給率は、改正前の規則第13条に規定する超勤手当の支給率と第14条第1項に規定する夜勤手当の支給率を合計したものとする。

付 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成27年度から適用し、平成26年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.675	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.825	12月10日

付 則

- 1 この規則は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成28年度から適用し、平成27年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.75	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.85	12月10日

付 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の2第5項の規定のうち定期昇給停止及び1号給の昇給は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 改正前の俸給表の等級と改正後の俸給表の等級の切り替えは次表のとおりとする。

俸給表	旧等級	新等級
福祉職等 俸給表	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
	6等級	6等級
	7等級	7等級
	8等級	8等級
医療職俸給表 (一)	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
医療職俸給表 (二)	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
	6等級	6等級

	7 等級	7 等級
--	------	------

- 3 改正前の俸給表の号給と改正後の俸給表の号給の切り替えは次表のとおりとする。ただし、福祉職等俸給表 5 等級から 8 等級、医療職俸給表（一） 5 等級、医療職俸給表（二） 5 等級から 7 等級の職員の号給の決定は、職員ごとに理事長が行う。

(1) 福祉職等俸給表適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	3	11	7
2	3	5	13	9
3	5	7	15	11
4	7	9	17	13
5	9	11	19	15
6	11	13	21	17
7	13	15	23	19
8	15	17	25	21
9	17	19	27	23
10	19	21	29	25
11	21	23	31	27
12	23	25	33	29
13	25	27	35	31
14	27	29	37	33
15	29	31	39	35
16	31	33	41	37
17	33	35	43	39
18	35	37	45	41
19	37	39	47	43
20	39	41	49	45
21	41	43	51	47
22	43	45	53	49
23	45	47	55	51
24	47	49	57	53
25	49	51	59	55
26	51	53	61	57
27	53	55	63	59
28	55	57	65	61
29	57	59	67	63
30	59	61	69	65
31	61	63	71	67
32	63	65	73	69
33	65	67	75	71
34	67	69	77	73
35	69	71	79	75

36	71	73	81	77
37	73	75	83	79
38	75	77	85	81
39	77	79	87	83
40	79	81	89	85
41	81	83		87
42	83	85		89
43	85	87		
44	87	89		
45	89			

(2) 医療職俸給表(一)適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1
2	3	3	3	3
3	5	5	5	5
4	7	7	7	7
5	9	9	9	9
6	11	11	11	11
7	13	13	13	13
8	15	15	15	15
9	17	17	17	17
10	19	19	19	19
11	21	21	21	21
12	23	23	23	23
13	25	25	25	25
14	27	27	27	27
15	29	29	29	29
16	31	31	31	31
17	33	33	33	33
18	35	35	35	35
19	37	37	37	37
20	39	39	39	39
21	41	41	41	41
22	43	43	43	43
23	45	45	45	45
24	47	47	47	47
25	49	49	49	49
26	51	51	51	51
27	53	53	53	53
28	55	55	55	55
29	57	57	57	57

30	59	59	59	59
31	61	61	61	61
32	63	63	63	63
33	65	65	65	65
34	67	67	67	67
35	69	69	69	69
36	71	71	71	71
37	73	73	73	73
38	75	75	75	75
39	77	77	77	77
40	79	79	79	79
41	81	81	81	81
42	83	83	83	83
43	85	85	85	85
44	87	87	87	87
45	89	89	89	89

(3) 医療職俸給表(二)適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1
2	3	3	3	3
3	5	5	5	5
4	7	7	7	7
5	9	9	9	9
6	11	11	11	11
7	13	13	13	13
8	15	15	15	15
9	17	17	17	17
10	19	19	19	19
11	21	21	21	21
12	23	23	23	23
13	25	25	25	25
14	27	27	27	27
15	29	29	29	29
16	31	31	31	31
17	33	33	33	33
18	35	35	35	35
19	37	37	37	37
20	39	39	39	39
21	41	41	41	41
22	43	43	43	43
23	45	45	45	45

24	47	47	47	47
25	49	49	49	49
26	51	51	51	51
27	53	53	53	53
28	55	55	55	55
29	57	57	57	57
30	59	59	59	59
31	61	61	61	61
32	63	63	63	63
33	65	65	65	65
34	67	67	67	67
35	69	69	69	69
36	71	71	71	71
37	73	73	73	73
38	75	75	75	75
39	77	77	77	77
40	79	79	79	79
41	81	81	81	81
42	83	83	83	83
43	85	85	85	85
44	87	87	87	87
45	89	89	89	89

- 4 この規則の施行日の前日に在職する職員で引き続き勤務する職員のうち、この規則の規定に基づき支給される平成28年4月分の俸給月額（この項において「新俸給」という。）が、改正前の俸給表に基づき平成28年3月分として支給された俸給月額を下回る場合は、平成28年4月分の俸給月額は、平成28年3月分として支給する俸給月額を超える直近上位の額（以下この項において「決定俸給」）とする。この場合、新俸給において、第5条の2第3項の規定に基づき2号給の定期昇給を行った場合の俸給月額と、決定俸給において、1号給の定期昇給を行った場合の俸給月額が同額となるまでの間は、第5条の2第3項の規定に関わらず、決定俸給の定期昇給は1号給とする。
- 5 平成28年度中に新規に採用された職員のうち、初任給が下表左欄の等号給に決定した職員の俸給月額は、上位の等号給への昇給又は給与改定により下表右欄の金額を超えるまで間は、第3条の規定に関わらず下表右欄の金額とおりとする。

特例適用等号給	俸給月額
1等級31号給	168,900円

付 則

- 1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成29年度から適用し、平成28年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.8	6月30日

12月1日	6月1日～11月30日	0.9	12月10日
-------	-------------	-----	--------

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成29年5月27日から施行する。

付 則

- この規則は、平成29年12月1日から施行する。
- 第8条に規定する役職手当及び第9条の2に規定する夜間業務手当の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- この規則による役職手当の増額（主任、グループ長、副グループ長、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員 各5,000円）及び直接処遇手当の支給は、国が処遇改善のために行う施策に伴う予算措置がある間において実施する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成30年度から適用し、平成29年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.85	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.95	12月10日

付 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 第9条の2及び第20条の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- この規則による調整手当の支給は、国が処遇改善のために行う施策に伴う予算措置がある間において実施する。

付 則

この規則は、平成30年10月1日から適用する。

付 則

- この規則は、平成30年12月1日から施行する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成31年度から適用し、平成30年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.90	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.95	12月10日

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第21条第4項の規定は、平成31年3月31日付け退職者から適用する。

付 則

- この規則は、令和元年12月1日から施行する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は令和2年度から適用し、2019年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.925	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.975	12月10日

付 則

この規則は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項及び第20条の2第1項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 第18条第3項に規定する期末手当支給率は令和3年度から適用し、令和2年度は次のとおりとする。

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研 修 員	6月1日	12月1日～5月31日	0.825	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.825	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.225	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.325	12月10日

付 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は令和5年度から適用し、令和4年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.95	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	1.05	12月10日

付 則

- 1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 第18条第3項に規定する期末手当支給率及び第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は令和6年度から適用し、令和5年度は次のとおりとする。

(1) 期末手当支給率

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研 修 員	6月1日	12月1日～5月31日	0.825	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.875	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.200	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.250	12月10日

(2) 勤勉手当支給率

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	1.00	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	1.05	12月10日

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

1 この規則は、令和6年12月1日から施行する。

2 第18条第3項に規定する期末手当支給率及び第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は令和7年度から適用し、令和6年度は次のとおりとする。

(1) 期末手当支給率

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研 修 員	6月1日	12月1日～5月31日	0.85	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.90	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.225	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.275	12月10日

(2) 勤勉手当支給率

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	1.025	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	1.075	12月10日

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

社会福祉法人同仁会福祉職等俸給表

令和6年12月1日現在									
号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	9 等級
1		215,000	237,300	248,900	269,000	289,400	311,000	326,800	347,700
2		216,500	238,300	250,500	270,700	291,300	313,600	329,200	350,800
3		218,000	239,300	252,100	272,400	293,200	316,200	331,600	353,900
4		219,500	240,300	253,700	274,100	295,100	318,800	334,000	357,000
5		221,000	241,300	255,300	275,800	297,000	321,400	336,400	360,100
6	178,000	222,500	242,300	256,900	277,500	298,900	324,000	338,800	363,200
7	179,100	224,000	243,300	258,500	279,200	300,800	326,600	341,200	366,300
8	180,200	225,500	244,300	260,100	280,900	302,700	329,200	343,600	369,400
9	181,300	227,000	245,300	261,700	282,600	304,600	331,800	346,000	372,500
10	182,400	228,500	246,300	263,300	284,300	306,500	334,400	348,400	375,600
11	183,500	230,000	247,300	264,900	286,000	308,400	337,000	350,800	378,700
12	184,600	231,500	248,300	266,500	287,700	310,300	339,600	353,200	381,800
13	185,800	233,000	249,300	268,100	289,400	312,200	342,200	355,600	384,900
14	186,900	234,500	250,300	269,700	291,100	314,100	344,800	358,000	388,000
15	188,000	236,000	251,300	271,300	292,800	316,000	347,400	360,400	391,100
16	189,700	237,500	252,300	272,900	294,500	317,900	350,000	362,800	394,200
17	191,300	239,000	253,300	274,500	296,200	319,800	352,600	365,200	397,300
18	192,900	240,500	254,300	276,100	297,900	321,700	355,200	367,600	400,400
19	194,500	242,000	255,300	277,700	299,600	323,600	357,800	370,000	403,500
20	196,200	243,400	256,300	279,300	301,300	325,500	360,400	372,400	406,600
21	197,800	244,800	257,300	280,900	303,000	327,400	363,000	374,800	409,700
22	199,400	246,200	258,300	282,500	304,700	329,300	365,600	377,200	412,800
23	201,000	247,400	259,300	284,100	306,400	331,200	368,200	379,600	415,900
24	202,700	248,600	260,300	285,700	308,100	333,100	370,800	382,000	419,000
25	204,400	249,800	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	384,400	422,100
26	206,100	251,000	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	386,800	425,200
27	207,400	252,100	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	389,200	428,300
28	209,000	253,200	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	391,600	431,400
29	210,600	254,300	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	394,000	434,500
30	212,100	255,400	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	396,400	437,600
31	213,600	256,400	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	398,800	440,700
32	215,200	257,400	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	401,200	443,800
33	216,800	258,400	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	403,600	446,900
34	218,400	259,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	406,000	450,000
35	220,000	260,400	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	408,400	453,100
36	221,700	261,300	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	410,800	456,200
37	223,000	262,200	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	413,200	459,300
38	224,300	263,100	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	415,600	462,400
39	225,600	263,900	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	418,000	465,500
40	226,700	264,700	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	420,500	468,600
41	227,800	265,500	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	422,900	471,600
42	228,900	266,300	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	424,800	474,600
43	230,000	267,000	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	426,900	477,600
44	231,100	267,800	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	429,000	480,600
45	232,200	268,600	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	431,200	483,600
46	233,300	269,300	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	433,100	486,700
47	234,400	270,000	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	435,200	489,400
48	235,400	270,800	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	437,300	492,500
49	236,400	271,600	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	439,200	495,500
50	237,300	272,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	440,900	498,600
51	238,200	273,000	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	442,700	501,300
52	239,100	273,800	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	444,600	503,600
53	239,900	274,600	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	446,500	505,900
54	240,700	275,300	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	448,300	508,200
55	241,400	276,000	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	450,100	510,200
56	242,000	276,700	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	451,900	511,600
57	242,600	277,400	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	453,600	513,100
58	243,200	278,100	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	455,400	514,500
59	243,800	278,800	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	456,900	515,700
60	244,400	279,500	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	458,300	517,100
61	245,000	280,200	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	459,800	518,600
62	245,500	280,900	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	461,200	520,100
63	246,000	281,500	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	462,500	521,200
64	246,400	282,200	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	463,800	522,300
65	246,700	282,800	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	465,000	523,500
66	247,000	283,500	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	466,000	524,700
67	247,300	284,100	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	466,700	525,700
68	247,600	284,800	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	467,400	526,600
69	247,900	285,400	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	468,100	527,500
70	248,200	286,100	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	468,800	528,400
71	248,500	286,700	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	469,500	529,200
72	248,800	287,400	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	470,100	530,100
73	249,100	288,000	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	470,700	530,800
74	249,400	288,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	471,200	531,300
75	249,700	289,000	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	471,800	532,000
76	250,000	289,600	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	472,400	532,600
77	250,300	290,100	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	473,000	533,400
78	250,600	290,700	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	473,500	534,000
79	250,900	291,200	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	474,000	534,500
80	251,200	291,700	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	474,400	535,000
81	251,500	292,300	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	474,700	535,500
82	251,800	292,900	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	475,000	536,000
83	252,100	293,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	475,300	536,500
84	252,400	293,900	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	475,600	537,000
85	252,700	294,300	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	475,900	537,500
86	253,000	294,600	331,300	370,600	387,200	409,800	451,200	476,200	538,000
87	253,300	294,800	332,000	371,300	387,800	410,100	451,500	476,500	538,500
88	253,600	295,100	332,800	372,000	388,300	410,400	451,800	476,800	539,000
89	253,900	295,300	333,600	372,300	388,700	410,600	452,100	477,100	539,500
再任用	185,800	194,200	210,600	227,800	244,500	263,500	288,300	315,200	348,400

別表 2

社会福祉法人同仁会医療職俸給表(一)

令和6年12月1日現在

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
22	357,100	420,500	464,100	524,000	611,400
23	360,200	422,000	465,900	525,800	612,400
24	363,200	423,500	467,700	527,600	613,400
25	366,200	424,900	469,500	529,200	614,400
26	368,500	426,400	471,300	531,000	615,400
27	370,800	427,900	473,100	532,800	616,400
28	373,000	429,300	474,900	534,600	617,400
29	374,900	430,700	476,700	536,200	618,400
30	376,600	432,200	478,500	538,000	619,400
31	378,300	433,700	480,300	539,800	620,400
32	380,100	435,100	482,100	541,500	621,400
33	381,900	436,500	483,900	543,100	622,400
34	383,700	438,000	485,800	544,900	623,400
35	385,300	439,500	487,700	546,600	624,400
36	386,700	440,900	489,600	548,300	625,400
37	388,100	442,300	491,500	549,800	626,400
38	389,600	443,700	493,200	551,400	627,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800	628,400
40	392,600	446,500	496,800	554,400	629,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900	630,400
42	394,800	449,300	500,200	557,300	631,400
43	395,400	450,700	502,000	558,700	632,400
44	396,100	452,100	503,600	560,000	633,400
45	397,000	453,500	505,000	561,200	634,400
46	397,600	454,900	506,700	562,200	635,400
47	398,200	456,300	508,500	563,200	636,400
48	398,800	457,700	510,200	564,200	637,400
49	399,400	459,100	511,700	565,200	638,400
50	399,900	460,800	513,000	566,100	639,400
51	400,400	462,400	514,300	567,000	640,400
52	400,900	464,000	515,600	567,900	641,400
53	401,400	465,600	516,600	568,700	642,400
54	401,800	466,800	517,900	569,600	643,400
55	402,200	468,000	519,200	570,500	644,400
56	402,600	469,100	520,500	571,400	645,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300	646,400
58	403,400	471,100	522,300	573,200	647,400
59	403,800	472,000	523,100	574,100	648,400
60	404,200	472,800	523,900	574,800	649,400
61	404,600	473,500	524,800	575,700	650,400
62	405,000	474,200	525,600	576,600	651,400
63	405,400	474,900	526,400	577,500	652,400
64	405,800	475,500	527,100	578,400	653,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300	654,400
66	406,400	476,900	528,700	580,200	655,400
67	406,700	477,500	529,400	581,100	656,400
68	407,000	478,100	530,300	582,000	657,400
69	407,300	478,400	531,200	582,900	658,400
70	407,600	479,000	532,000	583,800	659,400
71	407,900	479,700	532,900	584,700	660,400
72	408,200	480,400	533,800	585,600	661,400
73	408,500	480,800	534,600	586,500	662,400
74	408,800	481,400	535,500	587,400	663,400
75	409,100	482,100	536,400	588,300	664,400
76	409,400	482,800	537,100	589,200	665,400
77	409,700	483,200	537,900	590,100	666,400
78	410,000	483,800	538,800	591,000	667,400
79	410,300	484,400	539,700	591,900	668,400
80	410,600	484,900	540,600	592,800	669,400
81	410,900	485,400	541,400	593,700	670,400
82	411,200	485,900	542,300	594,600	671,400
83	411,500	486,400	543,200	595,500	672,400
84	411,800	486,900	544,100	596,400	673,400
85	412,100	487,300	544,900	597,300	674,400
86	412,400	487,800	545,800	598,200	675,400
87	412,700	488,200	546,700	599,100	676,400
88	413,000	488,700	547,600	600,000	677,400
89	413,300	489,200	548,400	600,900	678,400
再任用	296,700	308,600	331,300	366,800	418,500

別表 3

社会福祉法人同仁会医療職俸給表(二)

令和6年12月1日現在

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	467,600
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	468,400
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	469,200
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	470,000
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	470,800
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	471,600
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	472,400
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	473,200
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	474,000
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	474,800
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	475,600
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	476,400
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	436,900	477,200
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	437,300	478,000
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	437,700	478,800
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	438,100	479,600
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	438,500	480,400
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	438,900	481,200
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	439,300	482,000
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	439,700	482,800
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	440,100	483,600
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	440,500	484,400
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	440,900	485,200
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	441,300	486,000
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	441,700	486,800
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	442,100	487,600
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	442,500	488,400
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	442,900	489,200
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	443,300	490,000
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	443,700	490,800
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	444,100	491,600
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200	444,500	492,400
再任用	223,900	232,900	241,500	250,600	261,500	279,100	303,400